

JIS制定等の業務フロー変更説明会

3.JIS審議体制の変更に伴う 日本規格協会の業務内容

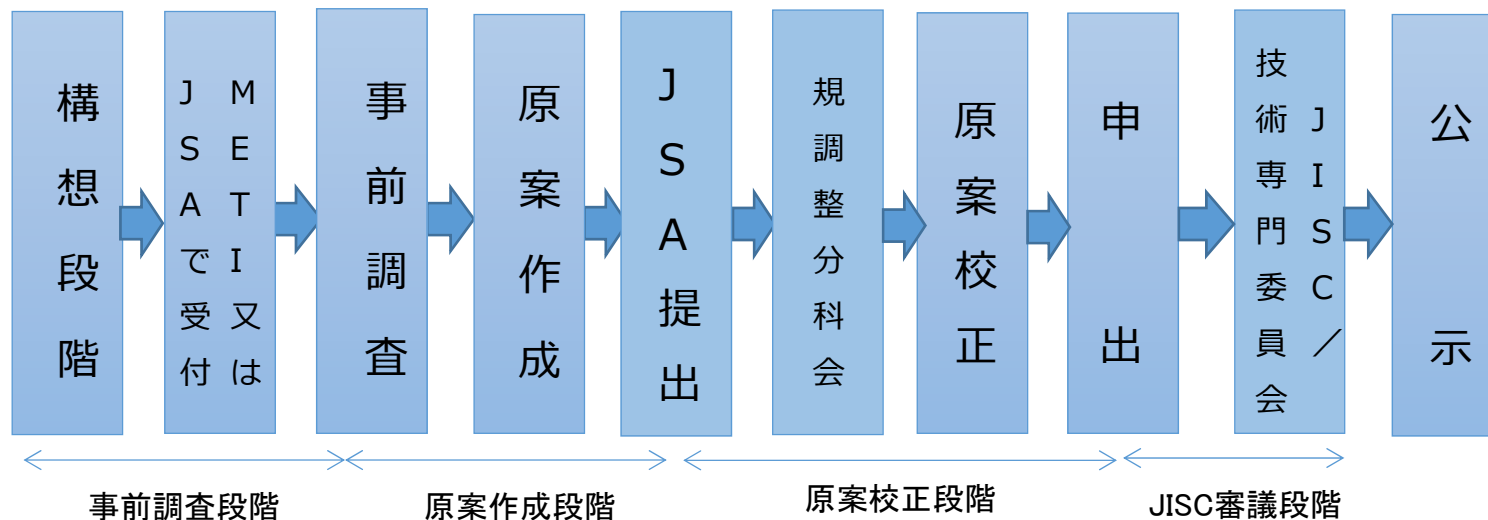


平成29年 5月24日

0-1. 前提（その1）この資料の適用範囲

- ① 主務大臣が経済産業大臣となる（他省等との共管も含め） JISが対象。
- ② 経済産業大臣が絡まない（他省専管） JISは対象外。⇒個別に相談。

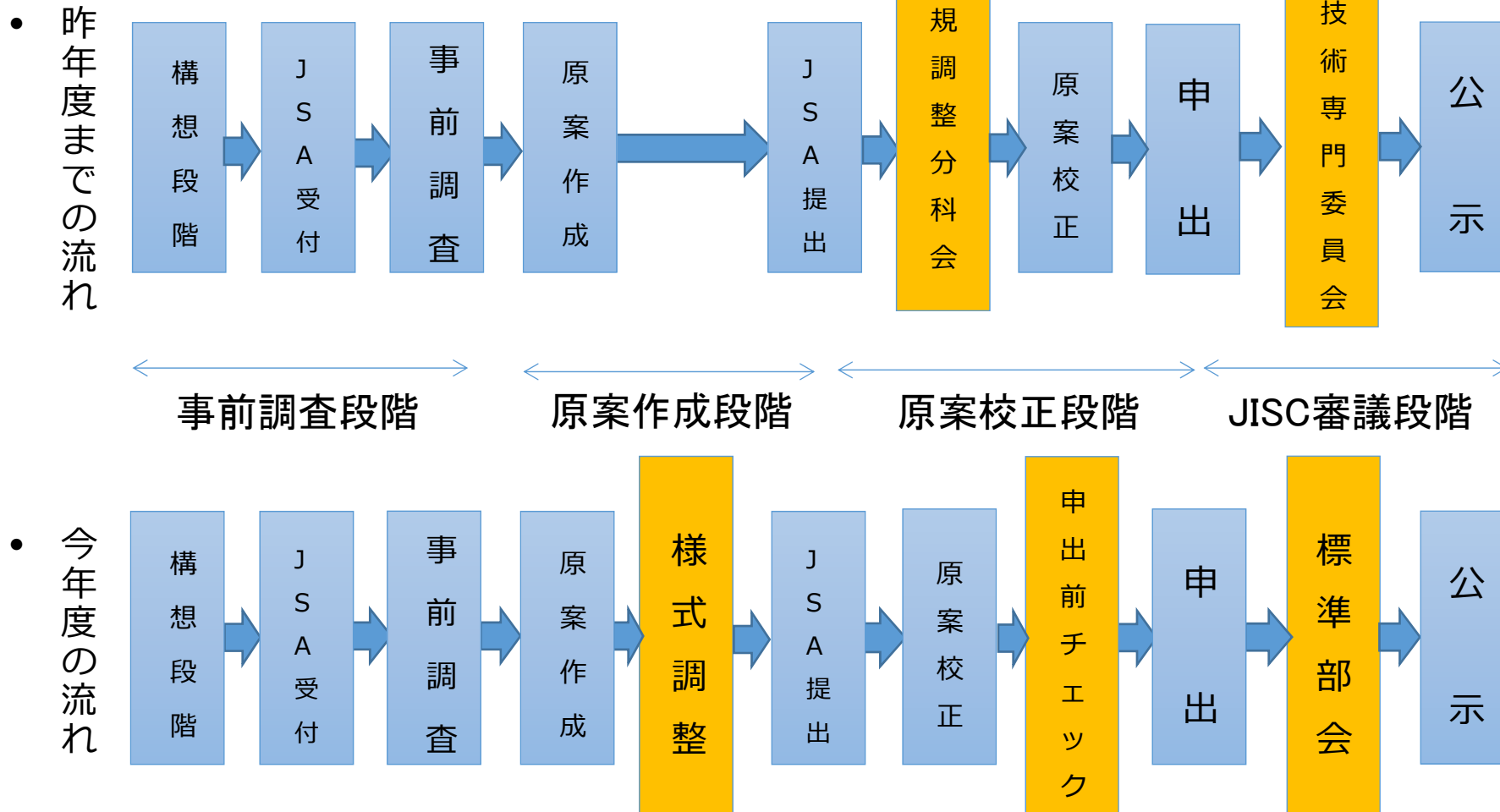
0-2. 前提（その2）JIS原案の作成・審議の主な工程（昨年度まで）



0-3. 前提（その3）JIS原案作成の3つの方法

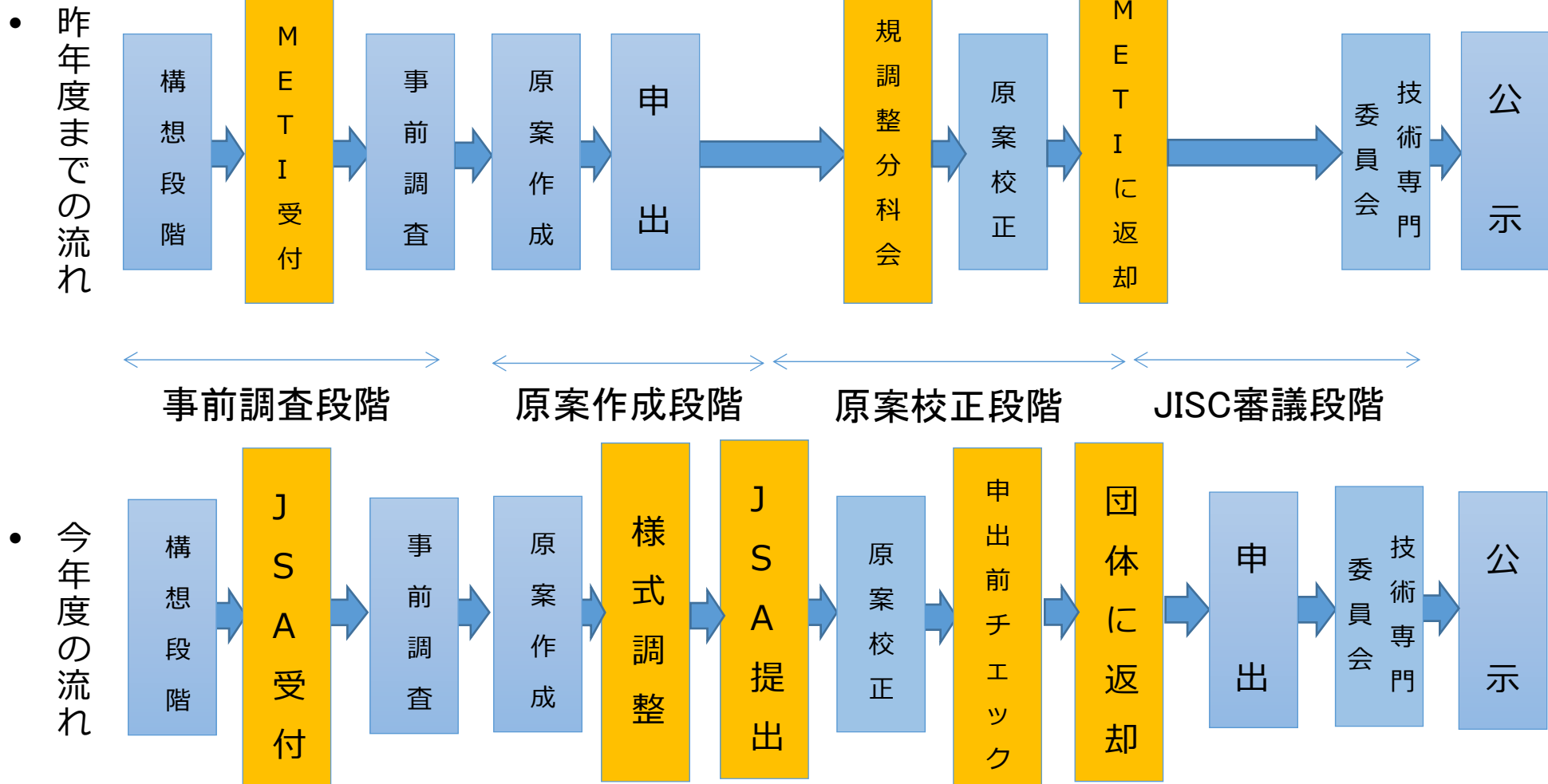
- ① 当協会のJIS公募制度を利用して作成する場合（JSA公募）
- ② 団体様が自主的にJIS原案を作成する場合（12条自主）
- ③ 国の委託事業でJIS原案を作成する場合（委託事業）

1. 業務フローの変更 (JSA公募の場合)



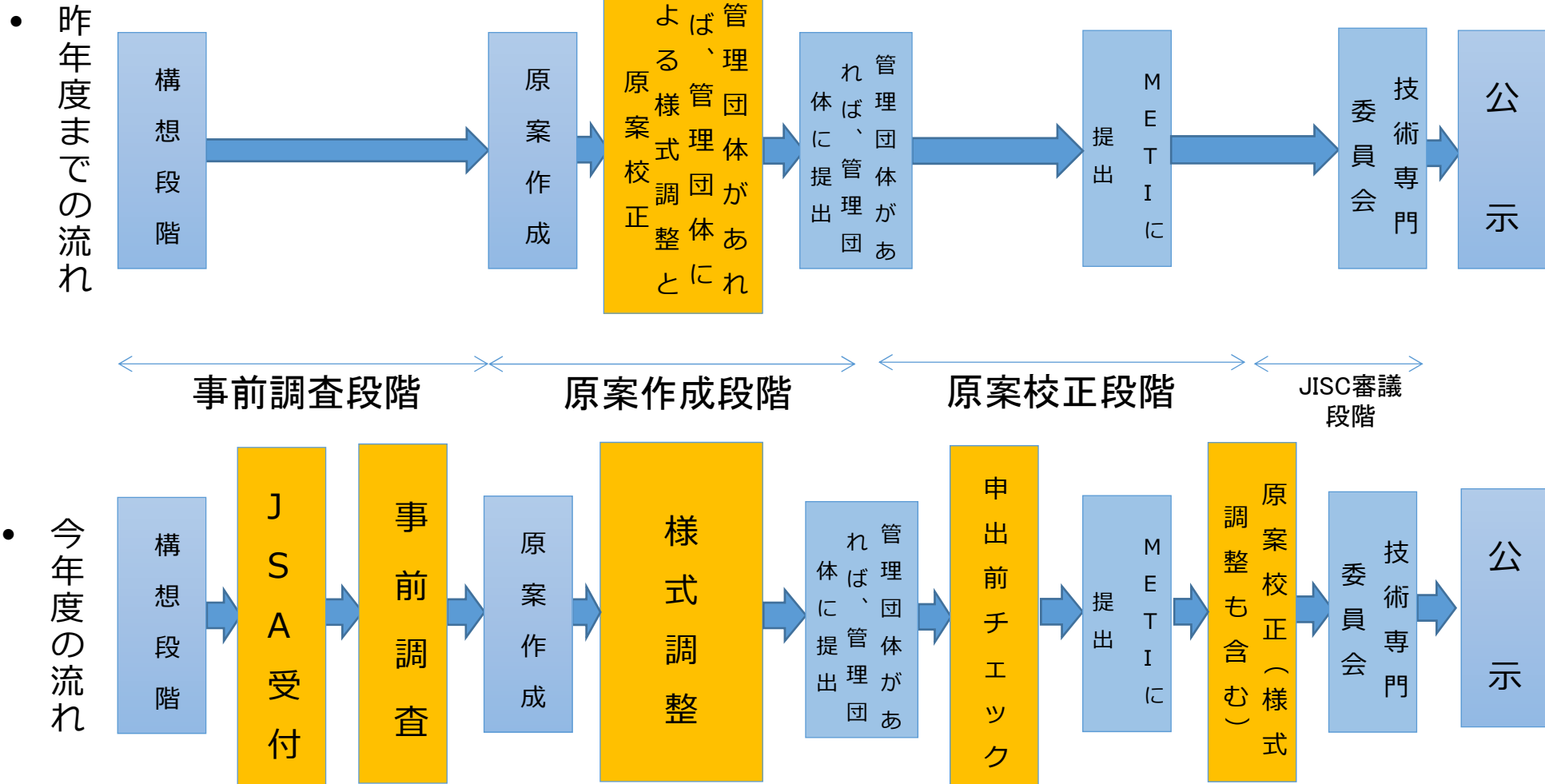
※ブロックの大きい部分が、今回の変更点です。

2. 業務フローの変更（12条自主の場合）



※ブロックの大きい部分が、今回の変更点です。

3. 業務フローの変更（委託事業の場合）



※ブロックの大きい部分が、今回の変更点です。

4. JIS作成・審議過程及び利用過程での変更点と業務内容

4. 1 変更点の概要

次の表の○印の部分に変更があります。

No.	段階	作業主体	JSA公募	12条自主	委託事業
1	事前調査段階	団体様		○	○
2	原案作成段階	団体様	○	○	
3	原案校正段階	JSA	○	○	○
4	JISC審議段階	METI	○		
5	公示後の利用段階	—	○	○	○

4. 2 変更点と業務内容

(1) 事前調査段階

No.	フェーズ	作業主体	JSA公募	12条自主	委託事業
1	事前調査段階	団体様		○	○

①事前調査の受付（制改正、制改正に伴う廃止）

- 変更前：METIが受付けていました。
- 変更後：JSAが受付けます。

②内容の精査（JIS等原案作成マニュアルに基づき）

- 変更前：12条自主及び委託事業の場合、METIが行っていました。
- 変更後：全て、JSAが行います。その後、METIが確認します。

(2) 原案作成段階

No.	フェーズ	作業主体	JSA公募	12条自主	委託事業
2	原案作成段階	団体様	○	○	

③様式調整の時期

- 変更前：JSA公募及び12条自主の場合、**JSA納品後**に実施しておりました。
- 変更後：JSA公募及び12条自主の場合、**JSA納品前**に実施いたします。

(3) 原案校正段階

No.	フェーズ	作業主体	JSA公募	12条自主	委託事業
3	原案校正段階	JSA	○	○	○

④ 校正作業の時期

- 変更前：12条自主の場合、**申出後**にJSAで校正作業を行っていました。
- 変更後：12条自主の場合、**申出前**にJSAで校正作業を行います。

⑤ 申出前チェックの実施

- 変更前：申出に関する書類の確認は、**METI**で行っていました。
- 変更後：申出に関する書類の確認は、**JSA**で行います。

※校正時には、JIS原案とともに申出に関する書類を提出していただきます。

(4) JISC審議段階

No.	フェーズ	作業主体	JSA公募	12条自主	委託事業
4	JISC審議段階	METI	○		

⑥ 審議ルートの変更

- 変更前：JSA公募の原案は、JISC/標準部会で付託を受けた **JISC/技術専門委員会** で審議されておりました。
- 変更後：JSA公募の原案は、**原則**、技術専門委員会の審議が割愛され、**JISC/標準部会だけ** で審議されます。

※技術専門委員会の審議の割愛について

当協会は、JSA公募だけでなく当協会自らもJIS原案作成を行い、JISC（日本工業標準調査会）の特定標準化機関（CSB）制度を活用して、申出を行って参りました。今回、JSA公募もこのCSB制度を活用していきます。

(5) 公示後の利用段階

No.	フェーズ	作業主体	JSA公募	12条自主	委託事業
5	公示後の利用段階	—	○	○	○

⑦ 担当団体の移管手続き

- 変更前：**METI**で、JISの担当団体の移管手続き業務を行っておりました。
- 変更後：**JSA**で、JISの担当団体の移管手続きの窓口業務を行います。
移管の是非は、METIが判断します。